

(案)

愛媛県視聴覚福祉センター厨房・食堂修繕契約書

1 作業名 愛媛県視聴覚福祉センター厨房・食堂修繕
2 作業場所 愛媛県松山市本町六丁目 11 番 5 号
3 履行期間 着手 契約日
完成 令和 年 月 日
4 契約額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
5 契約保証金 金 円

上記修繕について、愛媛県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(修繕施行)

第 1 条 乙は、別紙設計図書に基づき修繕すること。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 この契約によって生ずる権利義務は、第三者に譲渡又は承継しないこと。

ただし、事前に甲の承認を得た場合この限りでない。

(検査及び引渡し)

第 3 条 乙は、修繕が完了したときは、書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して 10 日以内に完成検査を行わなければならない。

3 目的物の引渡しの日は、前項に定める完成検査に合格した日とする。

(代金の支払)

第 4 条 甲は、代金を前条に定める完成検査合格後、適正な支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払わなければならない。

(期限の延長)

第 5 条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。

(違約金)

第 6 条 乙の責めに帰する事由により履行期限を延長した場合には、甲は、代金額から既成部分に対する代金相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年 3 % の利息を徴収することができる。

(契約不適合責任)

第 7 条 甲は、引き渡された修繕目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 修繕目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が修繕の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属するものを含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が

損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第 11 条 乙は、修繕を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第 12 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(契約額の変更)

第 13 条 履行期間中、経済変動その他の状況により契約額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(法令等の遵守)

第 14 条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約外の事項)

第 15 条 本書に定めない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、規則に定めない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

乙